

平成 28 年度 第 2 回高知県いじめ問題対策連絡協議会  
《議事概要》

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 24 日 (木) 10 時 00 分～12 時 00 分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 3 階 花の間
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事  
刈 谷 好 孝 高知県小中学校長会長  
戸 田 浩 高知県高等学校長協会長  
宮 田 信 司 高知大学教育学部附属小学校長  
野 島 利 和 高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会長  
前 田 長 司 高知県民生委員児童委員協議会連合会長  
森 田 洋 司 大阪市立大学名誉教授  
川 竹 佳 子 高知弁護士会  
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会副会長  
時 久 恵 子 高知縣市町村教育委員会連合会長  
横 田 寿 生 高知市教育長  
青 木 巧 高知地方法務局人権擁護課長  
門 田 純 一 高知県地域福祉部長  
岡 崎 順 子 高知県文化生活部長  
田 村 壮 児 高知県教育長  
秋 澤 淳 一 高知県警察本部生活安全部長  
福 留 利 也 高知県中央児童相談所長  
※欠席委員 山本 芳夫、中澤 宏之

4 概 要

(1) 会長あいさつ

これまでの間、このいじめ問題対策連絡協議会においてさまざまな議論を展開し、一つの成果として、心の教育センターについて、ワンストップ&トータルの対応をするということが、スタートしてきているところである。

本年度、7月の第1回の連絡協議会において、3点の議論をいただいた。1点目は、相談支援体制について。心の教育センターのさらなる機能の充実に向けてどうあるべきか。そして2点目として、ネット問題について、県民運動のさらなる推進についてどうあるべきか。そして3点目は、いじめの未然防止に向けて、学校と地域での協働体制について、どう考えていくか。活発にご議論賜って、今後に生かさせていただきたいと考える。

(2) 報告

会長

会次第に従い、①平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について。②いじめの重大事態について。③インターネットによるいじめ問題に対する取り組みについて、事務局および県警本部から、報告をお願いする。

事務局〈資料1-1、1-2、1-3に基づき説明〉

県警本部〈資料1-4に基づき説明〉

会長

事務局および高知県警から、いじめに関する調査結果および前回協議会での質問事項について報告があった。何かご質問等はないか。

委員

この協議会の第3回が2月に予定されている。いじめの法律ができて3年という経緯を経ており、国の方も取りまとめを行い、次年度に向けて対策を立てていくという方向で動いている。県の方も、28年度の取り組みの検証に留まらず、3年間の取りまとめということで臨んでいただきたい。

会長

ご指摘のとおりであり、そのようにする。

いじめの重大事態の明確化などについて、国のいじめ防止基本方針の見直しが議論されている。その方向性について、委員にご教示いただきたい。

委員

主な見直しは重大事案もさることながら、もっと基本的な点にある。各学校の基本方針、いじめ防止のための組織というのが法律で義務付けられ、全ての学校で実施されている。ところが、実際には基本方針にしても、いじめ防止のための組織にしても、実効性のあるものになっていない。本来は、基本方針に基づく年間の達成目標、そしてその達成目標に対し、どういう指導を生徒指導や教科に盛り込むかを含め、具体化された実効性のあるプログラムが伴わなければならないが、そうになっていない。これは高知県のみならず、全国至る所でこういう現象が起こっている。

これに対しては、この3年間の基本方針の具体化や、実効性について、県のほうで実態調査をしていただきたい。それに基づいて、次年度以降どうすべきかを検討していかなければならない。今日の議題にも関わるが、基本方針を改め、年間の目標をつくる場合には、地域対策支援本部、あるいはコミュニティースクール、あるいは学校評議員会といった方々の意見や、保護者、さらには子どもたちの意見を聞きながら、次年度の目標を掲げ、達成状況をしっかりと押さえていただくことが必要である。

また、いじめ防止のための組織を機能させるためには、情報共有の仕方等、その校内での手続き等をルール化することが必要だろう。この組織は単にその報告を受けて共有するためだけのものではなく、相談も受け、さらには地域との連携を取りながら、いろんな対策を立てていかなければならないが、実際にはそうした動きができていない。こうした実態について調査し、どこに課題があるのかということ洗い出し、次年度に向けて検討するという作業をお願いしたい。

会長

今のお話について、1つは、実態調査をし、PDCA サイクルを回していきたい。PDCA

サイクルを回すというのは基本であるため、引き続き徹底させていただく。

ただ、それに加えて、学校だけではうまくいかないの、地域の皆さまも一緒に巻き込んでいくための方策として、どうあるべきかを、調査結果を踏まえてではなく、今日議論していただきたい。それを来年度の施策に速やかに反映させる。そういう流れであると思っている。

### (3) 議 事

#### 平成28年度協議テーマについて

続いて、ここから協議テーマに移らせていただく。

まず①「いじめの未然防止につながる地域全体での見守りの在り方について」、事務局から説明をお願いする。

事務局〈資料2、3-1、3-2、3-3、3-4に基づき説明〉

#### 委員

教育委員会として、補足させていただく。今は学校支援地域本部というのは、学校側が地域に一方的にサポートをお願いしているという状況である。今後はこのような一方的なサポートから、学校と地域とが双方向で、子どもたちを支えていくことについて協議をし、それに基づいて対応していくということが、必要なのではないかとということで検討している。

#### 委員

この学校支援地域本部については、地域学校協働本部という形で、6人のコーディネーターを構え、その方々に学校の方に出向いていただき、子どもの様子を見ていただいている。中でも、防災については、防災活動支援コーディネーターということで、地域の方が常時学校に来ていただいている。

厳しい環境にある子どもたちについては、民生委員、児童委員の方に、地域学校協働本部に入っただき、連絡を密にして、地域を見守っていただいている。そこでやはり気になった子どもについて、週に1回スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、行政の方々と情報交換を行っている。さらに、月に1回、濱川先生にも学校に来ていただき、第三者の専門的な意見も聞きながら、先生方が授業でどういうふうな形で関わっていったらいいかをアドバイスいただいている。これにより、子どもたちが朗らかになってきたと捉えている。かなり地域の方に学校に入っただき、また事あるごとに話をし、議題にしていく。

#### 会長

個人名レベルも含めて、情報共有をするのか。

#### 委員

そうである。すべてその会の中ではオープンにしている。

## 委員

夢プロ事業はほかの学校もそうであるが、非常に効果が出ている。まず不登校が減少する。それから問題行動がおさまり、エスケープなどがなくなってくる。不思議と学テも上がる。そのモデルとなるやり方を三里中学校ではやっている。月に1回支援会をするときには、SSW もカウンセラーも入っていただき、必ず守秘義務を守ることにしている。厳しい家庭の子は本当に多いが、親御さんができないことは、地域と学校で、子どもが困らないようにやるということが、共通理解されている。そうすることで、子どもたちの様子が本当に違ってきている。

一つ提案である。最近よく民生委員の方、支援員の方、地域の方など、ご高齢の方から「今の子どもたちの実態を教えてください」「そういう子どもたちに、どう関わったらいいか」「親御さんに、どう関わっていったらいいか」など、具体的な関わり方を教えてくださいという研修が増えている。そういう方々は学校と関わってやっていきたいと思っている。

資料にあるように、なり手がいないとか、敷居が高いとか、行政の取り組みが少ないとか、理解が不十分ということがあるかもしれない。しかし、それ以前に地域の人たちが知りたいけれど十分な情報がなく、やり方が分からないという問題がある。そこをくだけた形の研修で、地域への啓発がいのではないかと考えている。

## 会長

今後は、コーディネーターをどう確保するかが、ポイントになると思うが、その前段に行く研修や、ある程度幅広い啓発を全体に行っていくことが大事だろうということか。

## 委員

そうである。1時間ほどの研修や勉強会みたいなものを地域で開催する。今の子どもたちのことを、50代、60代、70代の方は知りたいと思っている。非常に好奇心旺盛な団塊の世代の人たちは、やりたい人が多いと。

## 委員

一つは、資料3-2の学校支援地域本部という名前そのものを、地域学校協働本部という形に変えるほうがいいのではないかと。高知市も、それを先取りで使っている。

実は言葉のニュアンスから、もともとは学校支援してくださる地域というようなことでも出発したと思うが、今は学校もするし地域も一緒になって、子どもの課題も成果も共有しながら、地域づくりそのもので子どもたちを成長させていこうということなので、地域学校協働本部という言い方がいいだろうと思う。

もう一つは、香美市では学校支援地域本部を、最初のころから取り入れてきた。この事業によってコーディネーターが入ってくださるということもあり、学校の煩雑さからいっても、コーディネーターが地域をよく知っているので、いろんな連携をやってきていた。非常に機能して良かった。この資料の3-2の構図そのものである。

しかしながら、「協働」とまではなかなかいかなかった。地域の方から「学校はこうしたら」というのが出てくるには、ためらいもあった。そのため、香美市ではコミュニティースクールを2年ぐらい研究して、全部そうしていこうとしたのは、地域本部を、協働本部に変えたいためであった。

コミュニティスクールにすると、学校の運営協議会を置くので、子どもの実態を委員の中できちんと把握ができるようになる。そうすると「この部分は学校で」、「これは地域で受け持つ」というような話が、ざっくばらんに出てきて、本当の協働体制になっていくということがある。

会長

協働本部の運営協議会という形で、民間の皆さん、地域の皆さんに入ってもらおうというのは、あり得るのだろうか。コミュニティスクールまでいかななくても、あり得るだろうか。模索していきたいと思う。

委員

高知市では学校支援地域本部事業を、本年度から取り組み始めたばかりである。小学校3校、中学校2校で始めた。もう少し様子を見て検証も重ねて、改善点等あれば先生方のご意見を聞きながら進めていきたい。

また、今年度始めた協働本部というのは、全部の中学校につくるということで取り組んでいる。協働本部では地域からも学校のことについて、こんなことをやりたい、やらせてもらいたいというように主体的に関わっていただく、いいきっかけにはなるだろうと思っている。この本部は校長先生方が率先して取り組んでいただいております、これから取り組みがますます進められていくと思っている。

委員

私は民生委員をやっている。地域ということになると、私は非常に危機感を持っている1人である。この児童問題の根幹は、家庭にあると、はっきりと認識している。

例えば、朝食を食べずに学校へ来るという子どもだけでも、相当数いるということは、困窮して朝食が食べられないというわけではなく、親が朝食を食べさせて学校へ行かせるという、親の責任の問題である。核家族により、親の意見も聞かず、子育てをしていくというような状態が続いた結果が、今連鎖として出てきており、いじめにもつながるような問題が起きていると思う。

私たちの主任児童委員でない民生委員は、1人1人が担当地区を持っており、家庭の問題になると、その内容を把握し、情報を得て、関係機関へとつないでいくということである。児童問題でも、高齢者の問題であっても、自分だけ良ければいいというような方が割合に多い。これをしっかりといい軌道へ乗せて、地域の住民の意識改革までいかなければいけない。向こう三軒両隣まで行けるような取り組みをしていかななくてはならない。そのために横のつながりが欲しい。

会長

今後この横のつながり、資料の3-2の1に描いてある絵を、さらに協働化、双方向化、情報の共有化という形になっていくように、バージョンアップをし、改善をしていくことを、これからさらに深く検討していくことになる。その際には、民生委員、児童委員の皆さま方にいろいろご協力をいただくとと思う。

## 委員

自分の地区では学校支援地域本部をやっている、地域の方々に声を掛けると、たくさんの方が協力的で、どんどん学校へ入ってきてくれるのですが、その中で、地区の季節ごとの行事とかに管理職の先生とかは出てきてくれるのですが、子どもたちが部活とかを優先にして、地域の場に出てきてくれないことが多い。部活も大事であるが、年に何度もない行事なので、子どもたちが地域に来て、参加できるような状態をつくってもらったら、ありがたい。また、子どもたちが活躍する姿を見たら、地域も元気が出て、ますますつながりが深まっていくと思う。

## 会長

そういう意味では日程等も調整ができる双方向の協議の場があればいい。

## 委員

学校地域との連携・協働ということでは、現在、地元の人権擁護委員が小中学校等を訪問して、いじめ防止をテーマとした人権教室等を行っている。

人権擁護委員がいじめ防止等をテーマに授業を行っているというようなことで、子どもたちにも理解のしやすいような、例えば人形劇等を活用した、人権教室等を行うようなこともしている。

## 委員

高知弁護士会では、昨年、一昨年から子どもの権利 110 番という電話相談を行っている。これは子どもの権利という形にはなっているが、お子さんの困りごと、いじめや、親の離婚問題、あるいは国籍の関係の相談も来ている。そういう根っこになるもの、ストレス源になるものを、ちょっとでもどかすというようなことを、子どもではなくて、支援者の方々からの相談にも、対応できるような形でやっている。心の教育センターのチラシの中にも、子どもの権利 110 番、高知弁護士会がやっていることを入れていただいている。

今後とも、弁護士が最後の手段ではなく、未然防止の段階から関わっていかないといけないと思っている。そういう点でも、「こんなことを弁護士に聞かなくてもいいのではないか」というようなレベルの話でも、解決できる部分でお手伝いすることで、ストレスが減っていったら、子どもにとっていいことだと思う。今後も横の連携を取らせていただきたい。

## 委員

先ほどの議論を伺って、地域学校協働本部は、これからの歩むべき方向だろうし、双方向ということは大変大事である。

ただコミュニティスクール、それから学校評議員制度という、渡りになるような組織がある。コミュニティスクールというのは、学校評議員制度の評価の部分が非常に強い部分を抜いて、検証課題を洗い出しながら提言していくというものである。

地域のほうは、地域固有の課題がある。それと家庭の問題。家庭といっても、子どもを持っている家庭のみならず、これからの家庭もあります。つまり市民というレベルで地域のコーディネーターが、直接学校だけを対象にせず、もう少し地域の視点でいろ

いゝな問題を拾い上げ、それを学校教育で必要な部分はお互いに乗り入れながら、相互にやっていくという組織になっていくと思ふ。

名称はやはり地域学校協働本部のほうへスライドさせながら、なおかつ既存のコミュニティスクールというよな仕組みも活用していきながら双方が連携していくというやり方が、今穏当な一つの方策だろうと思つてゐる。

会長

なるほど。両方にコアがあることが大事だと。

学校に地域の人が入ってくるにとどまらず、地域の課題についても双方向で協議できる二つのコアがあつて、それで協働しているという形が大事だということですね。

委員

それで学校もその地域に対して役割を果たしていつていただくという双方向である。

会長

このテーマについて、少し模式図的には見えてきたよな感じがしている。

三里中学校の事例とか、香美市の事例とかも参考にさせていただきながら、また一つのパターンをつくつて、それに各関係機関にもご参画いただくよな形のものをつくつて、次回はより深くご協議いただきたいと思ふ。

それでは、協議テーマの2、相談支援体制の充実について。協議テーマの3、ネット問題に関する取り組みと今後の方向性について。事務局から説明をお願いする。

事務局〈資料2、4-1、4-2、5-1、5-2、5-3に基づき説明〉

委員

心の教育センターについて、3点ほど提案をさせていただく。

一つ目は、位置付けについて。二つ目は、業務内容について。三つ目は、今後何が必要かということである。いじめについては、成果が上がっている。認知件数が増え、解消率も90%以上である。教職員だけでなく、いろいろな方に考え方が浸透し始め、この会も効果的に動いている。ただし、不登校の中にも、いじめに近いトラブルで休んでいる子どもたちもいるのではないか。そこも併せて考えた。

一つ目の心の教育センターの位置付けである。いじめ対応の支援を、一次支援、二次支援、三次支援という三つで考えた。一次支援は、予防教育とか生徒指導等である。二次支援は、学級崩壊になりそうだとか、個別のケースだとか、大変になりそうだとよな学級とか学校への支援。三次支援は、深刻ないじめや不登校への対応である。緊急支援であつたり、個人へのスーパーバイズであつたり、それからセラピーが必要な場合も出てくる。

二つ目に、心の教育センターの業務内容についてである。大きく分けて二つある。依頼を受け、「指導主事とSC等がチームを組んで学校に入つていく支援」。これは、二次支援である。もう一つは、「カウンセラー主体の支援」で、心の教育センターでの来所相談やプレイセラピー、または深刻なケースに緊急支援で入つていくものである。これは、三次支援である。

今、心の教育センターでは、それ以外に一次支援の部分もやっている。これは人権教育課、大津の教育センター等の悉皆研修でやる予防教育と同様の部分だと思う。そこで三つ目に、何が必要かである。

ここ何年間で不登校とかそれからいじめのことについて、改善が見られ始めた。新規不登校者数は、26年度は微増だが、27年度は減少した。これは、予防教育等の一次支援に効果が出たということである。ところが継続不登校者数は減っていない。これは深刻なケースが増えていることを示しており、そこには専門的な支援が必要である。心の教育センターの業務内容でいえば、指導主事とSC等がチームを組んで学校に入っていく二次支援と、カウンセラー主体の心の教育センターで行う三次支援がそこにあたるのではないか。

ただし、一次支援の研修等のなかで深刻なケースが随分入ってきている実態がある。今はある程度目途が立つまで一次支援も併せて行い、その研修等は心理的な研修に集約していくことが必要ではないかと考える。

そう考えると、カウンセラーの数が足りない。続々相談や依頼が入ってきているが、予約は1カ月待ちである。夢プロの指定校事業の学校では、「ボイスシャワー」で自己肯定感が上がるので、意欲が出て学テが上がるという効果が出ており、個別のケースにも即対応ができています。だから不登校の数も減る。

だから、やはり不登校の子どもたちへの支援ということが大事である。その中にいじめもある。心の教育センターの充実のために、業務の精選、それから位置付けをどうするのかということがある。

## 委員

問題行動等調査の結果について評価していただき、私もそのとおりで思っている。認知率が非常に上がり、去年から倍増した。現場のご苦労もあって、早い段階での気づき、そこに対する関心が学校で高まり、掘り起こしたということは、非常に評価している。

もう1点は、解消率である。これが90%。いじめ本来の指導から言うと、異常な数値である。と言うのは、問題行動調査は3択になっており、「解消したもの」、「一定の解消は図られたが継続して支援する」、「取り組み中」の3択になっている。

一定の解消といったら、例えば、謝罪とか相手の反省を求めて、「僕が悪かったよ」という言葉で解消という形で見なしていくわけである。

いじめはその後が大事で、フォローアップをどうしていくかという形になる。そのため、子ども同士で解決するものもあるが、「一定の解消は図られたが継続して支援する」というのが、本来は6、7割で、そして解消したものが2、3割という形でなければおかし。

このことは、文部科学省の取りまとめでも指摘されている。これはどうしても、教育振興基本計画の心の豊かさの成果指標としていじめの解消率があり、その解消率を上げていかなければいけない。それぞれがその評価に関わるからというところで処理するため、どうしても解消率が全国的に見ても89%、高知県は90%という数が出るのであるが、ここで学校は止まってしまう。これは非常に弊害がある。

だから、その後の継続指導、フォローアップというのを、運用の面、指導の面では、ぜひとも続けていただきたい。



会長

質問だが、もしかしたら、評価が甘いのだろうか。

委員

そうである。形だけの、あるいは言葉だけの謝罪というところが、評価対象になってしまっている。

会長

「ごめんなさい」とは言ったけれど、それで終わりではないと。

それと、フォローアップの体制。それは絶対に重要であろう。

再燃しないように、もしくは復讐、仕返しみたいなことにもなったりしないように、そういうことも考えないといけない。その場合はどうなるか。まずは一義的に学校、さらに深刻化したら、二次支援、三次支援という形で、心の教育センターへと、そういう形であろう。また、心の教育センターで二次、三次の支援をした後のそのつなぎを、今度学校でしっかり受け止めつないでいく体制が必要なことと、深刻化したときは、すぐ戻ってくることも必要ということか。そこら辺りのパス回しをしっかりとしないといけないということになる。

委員

その連携が必要である。ただ、先生方の努力で、見守りというのは十分可能である。だから、そこのところはしっかりと押さえつつ、困難をきたしたケース、あるいは少しアセスメントが要るケース。子どもの問題は単にいじめだけで終わらない。虐待が背後にあったり、あるいは深夜徘徊がある等、いろいろな問題が絡んでいる。

とりわけ最近、全国的な傾向では、小学生の段階での暴力行為が上がってきている。さらには触法、不良行為といわれるものが、やはり小学生で上がってきている。このところは注意しながら、なおかついじめと絡んでいる。さらには不登校と絡んでいる。

不登校のほうも先般取りまとめを、文科省でやらせていただいた。これは各教育委員会に届いていると思う。不登校も早い段階で対応する。もう30日になったら、なかなか学校に復帰できない。

不登校は毎年半分入れ替わる。不登校の子どもが卒業し、来年度は結局減るはずなのだが、そこへ同じ5割だけ、新しい不登校の子どもが来る。そうすると、不登校対策というのは、30日以上だけを対象にしては駄目で、そこへ入ってくる新規を初期の段階でどう防ぐか。あるいは小学校で潜在化している段階をケアしていくと。そういう体制をしっかりとやっぱり学校の中で連携していただきながら、重複したケースに関しては、心の教育センターと往還しながらやっていただくということが必要だろうと思っている。

委員

いじめの問題ももちろんであるが、そこには暴力行為だったり、不登校の問題であったり、いろんなことが絡まって、一つの現象としていじめの問題が出てくるというようなことがあるのだろうかと思う。

それぞれの問題一つ一つに対応しては、ある意味学校も対応しきれないということもあるし、本質的に対応できないという問題もある。ですから学校としては、支援委員会のような形で、全ての問題に対して、学校側としてきちっとその問題を押さえて対応するというような方向性だろうという話もさせていただいている。ぜひ、そのような形で、これから学校現場のほうにも、話もさせていただきたい。

今年度、特に濱川先生にも大変お世話になって、相談体制を強化してきたところであるが、まだまだ足りないと考えている。特に今の時期、もっと強化すべきではないかという意見もいただいた。

#### 会長

この連絡協議会も、「いじめ」に限らず、少しスコープを広げて、いじめ問題「等」連絡協議会というように、いろんな問題を議論させていただくよう、よろしく願いたい。

本来議事での取り組みの進捗状況について説明をする予定であったが、今後の在り方について議論する時間を少しでも取りたい。この点については、先ほどの指摘も踏まえて、次回3年分の総括をさせていただくということで願いたい。

それでは、このワンストップ&トータルとネットの問題について、さらにご意見をいただきたい。

#### 委員

高等学校の場合は小中学校と違い、校務分掌を中心にして学校運営がなされる。教育相談部や、生徒指導部が他の分掌との連携を図りながら、今回のこの問題の解決に順次進めていくというのが現状である。

先ほどの地域との関係については、高校は校区という概念が非常に曖昧であるため、これについては今後私どものほうでも勉強をしていきたいと考えている。

#### 委員

附属小学校は設置形態が違うので、公立のように、地域の連携というのはなかなかしにくい。その分PTAの協力やOBさんの協力もあり、その分の手助けを一定していただきながら、附属にも少なからずいろいろな問題があるため、それに対応していきたい。近隣の公立の小学校の皆さんの協力も得られている。今日の議論を拝聴し、地域住民1人1人に、しっかりやっていただきたいということを、また県民1人1人の意識改革を、大きなスローガンではなくて、もうちょっと分かりやすい形で、どんどん広げていっていただけたらなと思っている。

#### 委員

資料5-2にあるように、ネット問題のことについて、PTAも動き始めており、本当に勢いを増してきていることに大変うれしく思っている。それはPTAと教育行政の研修会で、ネットのところをしっかりと位置付け、そこで話してきたことがおそらく一番大きな影響であり、成果として表れたのだろう。

先日、関係のPTAの会長さんと話をしている中で、「子どもたちもこのネット問題について話し合いをおり、子どものほうもどんどん自分たちで協議もしながら、やっていっ

たらいいですね」というような話をしたら、「いや、PTAが、先に動きたいのです。携帯ってというのは親が与えているものなので、親がしっかりセーブをかけられるようにしないといけない。子どもが考えるのは、もちろんいいことなのだけれど、親です。」と言いつけてくれました。そういう意味では、このPTAと教育行政の研修会の成果が出てきて、大変うれしく思っています。

会長

徹底してほしい。

委員

児童相談所の現状は、非常に虐待の通告が多い状況である。月平均して40件ぐらい通告がある。現在一時保護をしている子どもも、40人を超えるような状態がずっと続いている。

こうした行政権限に基づく強制的な介入という部分で、児童相談所が対応している。相談に関して思うことは、虐待を受けていた子どもが、いつしか非行の子どもになり、その非行の子どもが家庭を持って、また子どもを虐待してしまうという連鎖がある。世代間連鎖の問題が非常にある。相談を受けたケースで、この親御さんは児童相談所で、子どものときに対応した子どもさん、親御さんであるという話がたくさんある。

そうしたときに、一時保護して終わりではなく、しっかりと子どものケアをしていく。そういうことで、その虐待あるいは非行の連鎖を断ち切っていくということが、非常に大事だと考える。学校と地域と連携をした支援体制をしっかりとつくっていき、またそういった支援機関の方々の連携、協力を得て、児童相談所のほうでもしっかりと子どものケアをしていくということが大事ではないかと思う。

会長

さきほど地域との連携の枠組みができれば、その枠組と心の教育センターのワンストップ&トータルの仕組みとともに、非常に深刻な事案と向き合っている児相とか、法務局、県警が連携するための新しい仕組みを本当に考えないといけない。そのところは、よく考えたい。

ただ、相当個人情報にも関わるところがあるので、各協働本部で、しっかり責任持って扱える人も定めていくのだろう。今日のご意見を踏まえて、そういうところの仕組みの、さきほども申し上げたが、2月に一つの模範例といいますか、そういうものを模式図としてお示ししたい。

委員

先ほどのネットの問題に関して、この資料にも出ておりますが、最近ではペアレンタルコントロール。保護者がしっかりしてもらわなければいけない。家庭でのモラル教育だとか、あるいは使い方、あるいは弊害等、家庭でもしっかりしてもらわなければならない。これは今既に着手されつつあって、いろんなところで広がってきている。

その次のステップとしまして、例えば東京都が採用している、Filiというアプリがある。LINEや、SNSなどで、そこに誹謗中傷のメッセージが過度になれば、親のところへその相手の氏名と、相手の悪口などのキーワードだけが入る。それは監視ではなくて、

親子でその情報共有をする。親がその事実を知ったとすれば、それは学校へ報告し相談していくという体制をつくるという。SNS は、公衆電話みたいなものであり、その中の誹謗中傷の事例を、ネットパトロールではなく、違った形で検索できるアプリである。こういうものを検討したい。

会長

表面化させる。

委員

そのとおりである。あるいは、和歌山県ではサイパト君という、サイトのパトロールを行っている。これはパトロールでなく、子どものほうから悩み相談、ネットのいじめ、スマホに関する悩み相談を受ける NPO がある。

予算も多少かかるけれども、こういう NPO が高知県にもあればと思う。民間と協力しながらやり、子どもたちの相談を受け、これは警察への相談や、被害届を出すなど、いろいろな出口をガイドする形の相談機関を、民間のサイドで運用していただく。場合によっては学校と連携する。こういう仕組みをつくっていく。子どもたちの深刻な被害をもたらしているようなものに対する歯止めを、社会に置く。こういう仕組みが出来上がっている。

そういう意味では、このサイトの場合も、いろいろな相談機関を呼ぶことは大事であり、通信事業の事業者の協力というのが必要になってくる。教育委員会ももちろんそうである。それから法務局、法務省も当然関わっていかねばいけない。だから、ある意味では総務省自体が、元の通信事業の郵政省であるため、郵政通信事業の事業法に関わっている。その運用に関わるところで、視野を広げて、そういう機関の連携をうまく取れる。そのような方法で、子どもたちに指示していくというやり方はあるだろう。

保護者の無知に対する対応の段階から、もう一步それを進めていくというやり方があるかもしれないというように思う。その場合は、警察にいろいろとお願いするケースも多くなるだろう。

犯罪者を検挙するのではなくて、その未然防止をどうするかというところは、教育と警察とは一致していると考える。その考え方のすり合わせというのを、警察と学校教育の間で一層進めていただく。両方で連携して、共通の目標の下に子どもたちを見守っていくこともいただくということも必要だろう。

会長

貴重なご意見をいただいた。入れさせていただきたい。

今日は大変有意義なご意見をいただき、心から感謝を申し上げ閉会としたい。

(4) 閉会